

件名	PTAへの加入について
受付日	令和5年4月11日
ご意見・ご提案の概要	PTAは任意団体であり、加入を希望する保護者や教員で構成するものである。加入意思の確認を行わないまま、全員加入が必須であるかのような事務の進め方は問題があると言わざるを得ない。PTAの趣旨を否定するつもりはないが、問題のある前時代的な手続きは改善するべきではないか。
県の考え方	PTAは、保護者及び教職員で構成される任意の団体であり、個々のPTAの在り方や運営については、当該PTAが自主的に判断していくものと考えております。 そのため、県立学校においては、各学校長にこの問題についての正しい理解が広まるよう働きかけてまいります。
担当課	教育委員会 高校教育課